

令和6年第1回（3月）定例会

令和6年3月15日（金）午前9時00分から和木町役場議事堂において、第1回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明 本 光 弘	
3 番	津 島 宏 保	
5 番	嘉 屋 富 公	
6 番	上 田 丈 二	
7 番	中 村 充 子	
8 番	灰 岡 裕 美	
9 番	小 林 秀 嘉	
10 番	森 脇 明 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	坂 本 啓 三	
住民サービス課長	上 村 克 司	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	鳥 枝 靖	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	松 井 敏 浩	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	吉 岡 司
書 記	松 島 久 子

令和6年第1回（3月）定例会

開 議	会 長	9時00分 おはようございます。定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。
議	長	日程第1 議案第1号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第9号） これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第1号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第9号）について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第2 議案第2号 令和5年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

令和6年第1回（3月）定例会

議	長	議案第2号 令和5年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第3 議案第3号 令和5年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第3号 令和5年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第4 議案第4号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）

令和6年第1回（3月）定例会

議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第4号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第5 議案第5号 令和5年度和木町介護保険特別会計補正予算（第3号） これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第5号 令和5年度和木町介護保険特別会計補正予算（第3号）について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。
議	長	日程第6 議案第6号 令和5年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第6号 令和5年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第7号 和木町犯罪被害者等支援条例
これを議題とします。

議 長 本案に対する討論を許します。討論はありますか。

（「なし」の声）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第7号 和木町犯罪被害者等支援条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第8号 和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和6年第1回（3月）定例会

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議長 議案第8号 和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 議案第9号 和木町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議長 議案第9号 和木町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第10 議案第10号 和木町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。

反対討論はありませんか。

上田丈二君。

上田議員

議案第10号 和木町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例案について反対の立場で討論いたします。

この改正案は、第1条が和木町職員旅費支給条例の一部を改正、第2条は和木町議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正、第3条は和木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

第2条の和木町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正するに対して反対するものではありません。

私が議案第10号の中で反対するのは、第1条と第3条の和木町の職員、特別職の職員が委員会等に出席したときの報酬及び費用弁償に対する改正に対して反対をいたします。

理由としては、第一にこの議案に対して町の職員組合が合意したのがこの3月定例会開催中の一昨日13日であることにあります。

組合が議案について報告を受けたのは今年1月に入ってからと聞いています。

職員の労働組合は、この改正案に対して今まで認められていたことに対しての労働環境を改悪するとして反対し町側と協議を続けていました。

組合と雇用側とは対等な関係でなければなりません。今回は協議を行う期間に対して十分な期間があったとは言えません。議会が開催をされている中で妥結に向けて協議をするという抑圧があります。

このような状況で、職員に対しての改悪となる改正を認めると今後も短期の期間で組合に対し、報告をするようなことになるかもしれません。

令和6年第1回（3月）定例会

今回は組合の協議の進展に関心をもって私や同僚議員も見守っておりました。

職員の労働組合の活動に対して、期限の抑制が、抑圧があってはならないと考え反対いたします。

第二に、改正の理由についてです。

和木町は他の自治体の職員よりも待遇に恵まれており、財政が逼迫した状況による改正なので今回の改正について理解をしていただくというものでした。

ですが、財政が苦しいからといって今まで認めて職員に支給していた一部を改正することが財政改善にするため最初に努める行為とは言えません。

和木町は他の自治体より恵まれているのは町職員だけではありません。町民の方々に対しての福祉政策についても同様に優れた行政を実施しております。

昨年中国地方 5 県の中で幸福度ランキング一位になるほど、年齢に問わず幅広く福祉政策を行い、町独自の補助金制度を持っています。

これらの誇れる施策をもっているのも町の行政が十分に機能しているからだと思っております。

他の自治体の職員より恵まれているのは、良いことだと私は捉えております。

それだけ優秀な職員を確保し、職員の方々の就労意欲も高まります。

他の自治体より良い条件だからというのを理由にされるのには反対を致します。

第三に、財政が厳しくなっていることには理解をいたします。ですが、今年度の予算では町民の方が社会状況の中で苦しい状況にあることを少しでも助けるための施策を多数用意して補助制度も用意されております。

この中で職員の方に対して、先に改正を押し付けることに対して反対をいたします。

財政が厳しい状況になっていくであろうことには理解をいたしますが、和木町を継続していくには、町の職員の方々

の力が必要です。

和木町は他の自治体より多くの福祉政策に努めて住みやすい町、安心、安全な街であり長く町政を続けていくのが町民の方にとっても望ましいと思っております。

ですが、今回の和木町職員旅費支給等の一部を改正する条例については、検討する必要があると考え、反対をいたします。以上を反対討論といたします。

議 長

賛成討論はありませんか。

灰岡裕美君。

灰 岡 議 員

ただ今より賛成討論をさせていただきます。

最初に同僚議員の皆さんに確認いたします。

昨年5月に地方自治法が改正され、地方議会議員の位置づけが明確になりました。

議会は自治体の重要な意思を決定する機関で、私たち議員は住民の負託を受け、確実に職務を行わなければならないと、法律に記されました。

つまり、議会は住民に代わり、町をより良い方向に導く責任があるのです。

私たち議員は、和木町を継続していくため、10年後20年後の和木町を真剣に考えなければならないのです。

以上の観点から、この条例を見ていく必要があると思います。

今回町から提案された、和木町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例案は、3条から構成されています。

第1条では、町長・副町長・教育長と町の職員、第2条では、私たち町議会議員です。

そして第3条は、町の特別職の非常勤の者、例えば教育委員会委員や監査委員、選挙管理委員会委員、加えて町の委員会に出席される住民の方の委員です。

減額は2種類あります。

旅費、または日当と言う会議や委員会に出席する際に支払

う実費交通費としての費用弁償です。

今回の改正では、町長や議員、特別職の非常勤委員が2,800円から1,200円に、町職員は2,500円から1,000円に減額されるという案です。

ここで他市町の状況を比べて申しあげます。日当と呼ばれる旅費は、山口県は県内300円、岩国市は県内・隣県の支給はなし、周防大島町は県外のみ1,000円、平生町は県内・島根県・広島県の支給はなし、柳井市は県内の支給はなし、阿武町は旅費規程自体がありません。これらと比べて、和木町は今回の改正で減額しても尚、優遇されております。

次に、費用弁償です。

議員や特別職の非常勤委員が会議や委員会に出席した場合の費用弁償は、他市町の多くの議会が報酬の二重取りと批判された後に廃止されております。しかし今回の改正ではこれまでの1日2,500円から1日1,000円の費用弁償が未だに残っております。住民への負担をお願いする前にまず、議員や委員の優遇措置を改正し、私たち議員こそ身を削る覚悟が必要ではないでしょうか。

昨年、本町は和木町制50周年を迎えました。

記念式典で、米本町長は50周年を節目に10年後、20年後の和木町を継続させるために、皆で力を合わせていきたいと思いますと言われました。そのためには何よりも、堅実な財政運営が必要となります。来年度の予算を審議した私たち議員には、町の財政の厳しさが分かっているはずですが。

今こそ、財政改革への第一歩を踏み出す時ではないでしょうか。

議員の皆さん、共に将来の和木町をしっかりと考えていきましょう。

以上の理由からこの条例に賛成いたします。

議

長

反対討論はありませんか。

（「なし」の声）

議	長	賛成討論ありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第10号 和木町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	すみません、挙手を求めます。
議	長	反対二人ですね、挙手多数。
議	長	したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第11 議案第11号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第11号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。

令和6年第1回（3月）定例会

議	長	したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第12 議案第12号 和木町山の手駐車場条例の一部を改正する条例 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。 反対討論はありませんか。
議	長	上田丈二君。
上田議員		議案第12号 和木町山の手駐車場条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。 今回の条例改定は駐車場の使用料1ヶ月2,500円を3,000円に改定するものです。 改定の理由として和木町の財政が厳しく収入増の期待と近隣の駐車場の利用料との均衡を考えてのものとなっています。 ですが収入増額は25台分で年間15万円とわずかではありません。これに対して利用されている方にとっては、毎月500円の経費の出費負担となります。 現在の社会情勢は、物価の上昇が止まらないうえに、電気、ガス、水道など公共料金の相次ぐ値上げに住人は悲鳴をあげ生活に支障を来しています。 そして車は生活や就労においても不可欠な手段となっています。 その中でガソリンの値段も高騰が続き1リットルあたり160円から170円代と住民にとって経済負担となっております。 国も子育て支援や民間の賃上げに対応措置をとっていますが、いまだその効果は表れていません。 和木町行政も独自の補助金を考え、暮らしやすい街づくりに努力をされています。

令和6年第1回（3月）定例会

ですが、今回の山の手駐車場の利用料値上げは、使用されている方にとって負担増となり、折角安い使用料で車の保管が出来ていたのにと残念に思われるでしょう。

他と比べてよいことは出来るだけ継続をして頂きたい。

他の自治体と比べて福祉や子育て支援に特化をしている和木町です。それが和木町の魅力であり、暮らしやすく住みよい和木と評価されているのではないのでしょうか。まだ社会情勢が厳しく社会生活状況が改善されていない中での今回の山の手駐車場の一部を改正し値上げする条例には反対を致します。

以上を反対討論といたします。

議 長 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第12号 和木町山の手駐車場条例の一部を改正する条例について、
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数。

議 長 したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 議案第13号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第13号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 議案第14号 和木町介護保険条例の一部を改正する条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありますか。

（「なし」の声）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第14号 和木町介護保険条例の一部を改正する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

令和6年第1回（3月）定例会

議	長	日程第15 議案第15号 和木町道海公園条例の一部を改正する条例 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第15号 和木町道海公園条例の一部を改正する条例について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第16 議案第16号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第16号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第17 議案第17号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第17号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第18 議案第18号 和木町営その他住宅管理条例の一部を改正する条例 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

令和6年第1回（3月）定例会

議	長	議案第18号 和木町営その他住宅管理条例の一部を改正する条例について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第19 議案第19号 和木町営蜂ヶ峯住宅管理条例の一部を改正する条例 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第19号 和木町営蜂ヶ峯住宅管理条例の一部を改正する条例について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第20 議案第20号 和木町消防団条例の一部を改正する条例 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。反対討論はありませんか。 上田丈二君。

上 田 議 員

議案第20号 和木町消防団条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

この改正案は、和木町消防団条例の第13条の中の役員会の執務時間が4時間未満の場合、2,500円の2分の1に相当する額を減額するとなっているものを、1,000円の2分の1と改正し、また役員会の開催1回につき2,500円を1回1,000円に改めるものです。この役員会は消防団の年間活動や消火活動、防災や災害時の活動なども含めた、和木町の大切な役割を果たすことを目的とした役員会です。今回の改定は、町の財政が厳しいとの理由によるものですが、役員に対してのみで、消防団員に対するものではないので影響はないとしています。ですが、額もわずかであり影響がないのか、また費用削減で町政の財源確保となり得るのかが疑問です。今年初めに能登半島に地震が発生し、その災害の大きさに驚嘆し、改めて災害対策を備えておく必要性が問われています。日本各地で自然災害が多発しているその中で一番頼りになると、自治体の消防団の活躍が注目を集め、重要性に着目されています。なり手不足で心配をされている中で、和木町の消防団の方達は頑張っておられます。

和木町の自治消防団は県内でもトップクラスの実力で評価をされています。特に全国でも珍しい女性消防隊が和木にはあり、先週3月8日に放送されたNHKのYスぺのおたよりさんぽで、それゆけ女性消防隊、和木町女性消防隊が紹介されました。紹介の中で3年連続入賞や優勝経験、去年は4位に輝いた実績を紹介されておりました。

このように仕事の合間に時間を作り、日々訓練され和木町の消防活動や防災に努めている消防団員の方々です。

今回は役員会の役員だけのものであるからということや役員会の承諾を得ているとはいえ、消防団員のなり手不足や消防団の今後の活躍、重要性を考えると厳しい財政を理由に改正するべきではないと考え反対を致します。

以上を反対討論といたします。

議	長	賛成討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	他に討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第20号 和木町消防団条例の一部を改正する条例について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	2名反対ですね、挙手多数。
議	長	したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第21 議案第21号 和木町総合福祉会館の指定管理者の指定同意について これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第21号 和木町総合福祉会館の指定管理者の指定同意について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第22 議案第22号 和木町蜂ヶ峯総合公園の指定管理者の指定同意について これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第22号 和木町蜂ヶ峯総合公園の指定管理者の指定同意について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第23 議案第23号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）

令和6年第1回（3月）定例会

議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第23号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第24 議案第24号 令和6年度和木町一般会計予算 日程第25 議案第25号 令和6年度和木町国民健康保険特別会計予算 日程第26 議案第26号 令和6年度和木町介護保険特別会計予算 日程第27 議案第27号 令和6年度和木町後期高齢者医療特別会計予算 日程第28 議案第28号 令和6年度和木町簡易水道事業会計予算 日程第29 議案第29号 令和6年度和木町公共下水道事業会計予算 以上、6議案については、予算特別委員会に審査を付託しておりますので、結果を予算特別委員会委員長から報告願います。
議	長	嘉屋富公君。
嘉屋議員		報告いたします。 令和6年度予算特別委員会は、議長を除く9名の議員で構

令和6年第1回(3月)定例会

成され、3月11日、13日の2日間で開催し、付託された令和6年度和木町一般会計予算案並びに令和6年度和木町国民健康保険特別会計予算案など3つの特別会計予算案と2つの公営企業会計予算案について、町長、副町長、教育長及び各担当課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

一般会計予算案につきましては、対前年度比0.2%増額の41億7,045万9千円が計上され、特別会計を含めた予算総額は、55億1,754万1千円となっています。

歳入は、個人町民税2億6,874万8千円で昨年と比較して896万円、率にして3.2%の減額、法人町民税は5,079万円で昨年度より92万円、率にして1.8%の増額を見込んでおり、他の固定資産税等で町税全体では13億3,026万円で1,242万2千円、率にして0.9%の減額となる見込みです。地方交付税につきましては9億1,000万円、昨年度と比較して2億7,000万円、率にして42.2%の増額と見込んでいます。国庫支出金については、米空母艦載機配備特別交付金を含め、5億5,911万1千円、昨年度と比較して3,858万9千円、率にして7.4%の増額と見込んでいます。歳出としては、子育て支援をはじめとした福祉施策として、低所得者に対して初回産科受診料や、妊産婦を対象としたタクシー料金助成等、また、带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部を助成する制度を新設します。安全を第一に考えての中学校校舎外壁改修工事や文化会館冷却塔他更新工事等に米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源として使うほか、姉妹都市である恵庭市から譲渡されるアルパカ2頭が蜂ヶ峯公園に仲間入りし、和木町の賑わいの拠点となる施策と思われます。以上のことから、全体として令和6年度予算は、財政面を考慮した事業計画となり、将来を見据えた予算措置となっていることを確認しました。予算特別委員会では、各委員により、細部にわたる質問や意見が出され、慎重な審議がなされました。予算の執行においては、安全・安心で活気ある街づくりに対する、事業効果の向上に向け、職員の英知を結集して、行政運営に努められるよう申し入れま

令和6年第1回(3月)定例会

した。以上、慎重に審査した結果、議案第24号令和6年度和木町一般会計予算と議案第25号から27号の和木町国民健康保険特別会計予算、和木町介護保険特別会計予算、和木町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28・29号和木町簡易水道事業会計予算、和木町公共下水道事業会計予算、以上、一般会計予算案と3つの特別会計予算案、2つの公営企業会計予算案は、全会一致で原案の通り、可決すべきものと決しましたのでご報告申し上げます。

予算特別委員会委員長 嘉屋富公

議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声)

議長 質疑がないようですので質疑を終結します。

議長 これより議案ごとに討論、採決を行います。

議長 議案第24号 令和6年度和木町一般会計予算
これを議題とします。

議長 本案に対する討論を許します。
反対討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

令和6年第1回（3月）定例会

議	長	本案の委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
議	長	議案第25号 令和6年度和木町国民健康保険特別会計予算 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。 本案の委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
議	長	議案第26号 令和6年度和木町介護保険特別会計予算 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声あり）

令和6年第1回（3月）定例会

議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。 本案の委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	もう一度お願いします。全員挙手。
議	長	したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。
議	長	議案第27号 令和6年度和木町後期高齢者医療特別会計予算 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。 本案の委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
議	長	議案第28号 令和6年度和木町簡易水道事業会計予算 これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
委員長報告のとおり、失礼しました。
本案の委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第29号 令和6年度和木町公共下水道事業会計予算これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
本案の委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

令和6年第1回（3月）定例会

議	長	日程第30 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第31 議員派遣について これを議題とします。
議	長	おはかりします。 議員派遣の件については、お手元に配布してありますとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	異議なしと認めます。

令和6年第1回（3月）定例会

議 長 したがって、議員の派遣については、お手元に配布してありますとおり派遣することに決定しました。

議 長 日程第32 特定事件の付託
各常任委員会及び議会運営委員会には、お手元に配布してありますとおり、次の定例会まで引き続き特定事件の調査研究を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、各常任委員会及び議会運営委員会には、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

議 長 おはかりします。
これで、令和6年第1回和木町議会定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 これをもちまして、令和6年第1回和木町議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会

9 時 5 2 分